



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社トーブラ
代 表 者 代表取締役社長 峰岸 甫
(コード番号 5954 大証第二部)
問 合 せ 先 管理本部管理部長 武藤 高志
電 話 0463-82-2711

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 19 日開催予定の第 74 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確化するため、執行役員制度を、導入することにいたしました。本体制の趣旨に合わせて、現行定款第 19 条(取締役の員数)、第 22 条(役付取締役)に所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 19 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 19 日(予定)

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 <u>(株券の発行)</u> 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (自己の株式の取得) 第7条 [条文省略] (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2 当社は、単元株式数に満たない株式 (以下、「単元未満株式」という。)に係 る株券を発行しない。ただし、株式取扱 規則に定めるところについてはこの限 りではない。 (単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同 じ。)は、その有する単元未満株式につ いて次に掲げる権利以外の権利を行使 することができない。 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2) 会社法第166条第1項の規定による請求 をする権利 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の 割当ておよび募集新株予約権の割当て を受ける権利	第2章 株 式 (削除) (自己の株式の取得) 第6条 [現行どおり] (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 [第2項削除] (単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株 式について次に掲げる権利以外の権利を 行使することができない。 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2) 会社法第166条第1項の規定による請求を する権利 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の 割当ておよび募集新株予約権の割当てを 受ける権利

現 行 定 款	変 更 案
(株主名簿管理人) 第<u>10</u>条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせる。</u> (基準日) 第<u>11</u>条 [条文省略] (株式取扱規則) 第<u>12</u>条 <u>当社の株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよびその他の株式または新株予約権および株券喪失登録に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>	(株主名簿管理人) 第<u>9</u>条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 [第3項削除] (基準日) 第<u>10</u>条 [現行どおり] (株式取扱規則) 第<u>11</u>条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権に関する取扱および手数料、<u>株主の権利行使に際しての手續等については法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第<u>13</u>条～第<u>17</u>条[条文省略] 第4章 取締役および取締役会 第<u>18</u>条[条文省略] (取締役の員数) 第<u>19</u>条 当社の取締役は <u>14</u>名以内とする。 第<u>20</u>条～第<u>21</u>条[条文省略] (役付取締役) 第<u>22</u>条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> 第<u>23</u>条～第<u>45</u>条[条文省略]	(以降条数繰上げ) 第<u>12</u>条～第<u>16</u>条[現行どおり] 第4章 取締役および取締役会 第<u>17</u>条[現行どおり] (取締役の員数) 第<u>18</u>条 当社の取締役は <u>9</u>名以内とする。 第<u>19</u>条～第<u>20</u>条[現行どおり] (役付取締役) 第<u>21</u>条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、<u>取締役副社長若干名を選定することができる。</u> (以降条数繰上げ) 第<u>22</u>条～第<u>44</u>条[現行どおり] 附則 第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。 第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款の定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第3条 本附則第1条から第3条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。